

承認	会長	書記	書記	事務局長

## 議事録

第2回常任理事会（市長との懇談会）を開催しましたのでその内容を報告致します。

平成29年7月20日

松阪市自治会連合会 事務局

日時	平成29年7月4日（火） 16:00～17:30	場所	松阪市市民活動センター 外会議室
参加者	小山、山本、水谷、田上、小林、松本、小藪、伊藤、三室、 中西、岡田、表、水本 以上13名、 市長、企画振興部4名、環境生活部1名、事務局1名		
<p><b>1. 会長挨拶</b> ○小山会長より挨拶。</p> <p><b>2. 市長挨拶</b> ○竹上市長より挨拶。</p> <p><b>3. 懇談</b> <b>(1) 新エネルギーについて</b> ○小山会長より説明。 太陽光は民と民との契約。農地転用を伴う場合、農業委員の印鑑、自治会長の印鑑を事業所がもらいに来る。印鑑を押す事で、地域でトラブルが起こる。 例を挙げると、太陽光を設置したが放置され雑草が生い茂る、茶山の斜面に設置したため、大雨の際に多量の土砂が流れるようになった、など。印鑑を押した者の責任になるので、印鑑が押しにくい。逆に押さないと持ち主から「後継者もなく、荒れたままの土地をそのまま放置するのか」と苦情がくる。 持ち主と農業委員、自治会長とのトラブルとなる。 この問題は行政にはいかない。 大きな開発に対する国の規制はあるようだが、小規模開発に対する規制はない。 20年後放置されても困るので、連絡先を明記するとか、トラブルがあった場合は行政を通じ相手方に連絡するといった松阪市独自の条例が作れないのか。</p> <p>○市長 市役所でも、市街地・中山間地を問わず各所で太陽光に係るトラブル・苦情を聞いている。 このような状況の中、県内初として志摩市の条例ができた。それと時を同じくして県のガイドラインができた。県のガイドラインができて、有り難く思っている。県のガイドラインとは何か、また志摩市の条例の違いを後程、担当係長より説明する。ガイドラインと志摩市の条例に大きな相違はなく、最終的にはお願いしかできない。強制力はないが、ガイドラインができ、お願いができるようになったのは大きな事だと思う。</p> <p>○鈴木係長 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）」や「事業計画策定ガイドライン」等の概略を説明。 全国的にも周辺地域への影響を懸念されているので、国や県のガイドラインに基</p>			

づいて、地域住民に丁寧に説明するよう事業所に対し環境課の窓口で指導させていただく。

志摩市条例と県ガイドラインの違いは、

・県のガイドライン

届け出の対象は発電の出力が 50 k w。

関係法令や条例で届出や許認可が必要な部分については、計画を立てる際に配慮しなさいと定めている。

関係法令に基づく地域を配慮する地域としている。

・志摩市の条例

発電の出力が 50 k w 以上、もしくは 1,000 m<sup>2</sup>以上の面積を有する開発。

独自に事業抑制区域を指定、そこに太陽光の開発をする場合、計画の段階で事業の中止を依頼することができる。

○市長

伊勢志摩国立公園、特にサミットが行われた近辺の景観を守ろうということだと思う。

県のガイドラインも関係法令に照らし合わせて、とある。

松阪市は県立公園区域内というのが多い。

市街地においては、景観の指定区域がある。

そういったところに照らし合わせながら、進めていくということになる。

県のガイドラインが出来たのは大きな一歩。

太陽光の事業者に対し、責任の明確化が図られる事になる。

○小山会長

20年後そのまま放置される可能性が懸念される。責任者が転売等で分からない事も現実に起こっている。

中電等と行政がタイアップして責任者が分かるよう、連絡が取れるようにしていただけないか。みなさんの地元ではどうか。

○表会長

庄町での開発はきちんとした業者で地元と協定を結んでいるが、県道沿いの農地での開発は転売を繰り返して、自治会が困っている。

萌木町に入っていくところは、4万 ha の開発。既に稼働しているが 50 件くらいに分譲されているらしい。

最初、土砂採取で開発され、整地して、土を押したままの状態なので、大雨が降ると流れてくる。

県に言って防災工事をやってもらっている。10,000 弱 m<sup>2</sup>の開発が 2ヶ所始まっている。(先の件の悪い事例を受けて) 県の指導を受けて、説明会を開き、きちんとしてもらっている。先の件はウザウザ。

市や県に言って防災工事をしてもらっている。

○中西会長

最初に印鑑をもらいに来た人、次に来た人、草刈りに来る人が全部違う人。

おかしいなと思っていたら連絡が取れなくなった。

草刈りに来ている人に聞いたら、管理しているだけで知らないと言う。

どうにかして連絡を付けてくれと頼んだところ、大阪の業者から連絡があったが、自分ところは半分しかないと言う。

よく見たら土地の真ん中に仕切りがしてある。

片方は管理してあり、片方は放置されたまま。

放置された側の田の持ち主から草がかぶってきたので、なんとかしてくれとの苦情があった。転売、転売で責任者が分からなくなっている。

○鈴木係長

国のガイドラインで出力 20 k w 以上のもの、およそ 200 m<sup>2</sup>以上の開発については、

発電施設の外部から見やすい場所に標識を付ける事を義務付けられている。  
その中には保守点検の責任者の名前と連絡先を記載するようになっていきます。  
ガイドラインが運用される前に設置されたものについては、H29. 3. 30 以前に認定を受けた設備については、認定を受けた日から一年以内に。  
来年の4月までには、表示が掲示されると思う。  
掲示されていない場合は市や県から国に連絡をし、県の方から改善命令等が出ます。  
改善命令に従わない悪質な場合は、買い取りの認定の取消をされるようになっていきますので、お時間は少しかかるかもしれませんが、責任者の連絡先は分かるようになってくるかと思えます。

○小山会長

持ち主が分からないような場合は環境課に相談してよろしいか。  
外国に転売したケースもあり、持ち主が分からない場合は、印鑑を押した自治会長等に責任を取れとの話がきます。  
非常に困るので、その辺のところにご協力いただけるようお願いしたい。

○小藪会長

明和町の海岸から松名瀬まで、ずっと太陽光設備が押してきている。  
明和町は町や法人が土地の持ち主になっているが、松名瀬は個人の物件を個人で売られている。  
隣同士でお互いに売らないと売れないという事で話が進んできた。  
基本的には自治会は介入しないし、個人の話には入れない。  
松名瀬の海岸ベリの農地は不毛地帯。  
後継者もない荒地。売れていない人の方が心配している。

○小林会長

ガイドラインには、撤去についてどう書いてあるのですか。

○鈴木係長

出力10kw以上の場合、事業終了後に撤去及び処分を迅速に行えるよう事前に処分の費用を想定した上に事業計画を策定する事になっています。  
また、処分等に必要の費用を見込んだ事業計画の策定をして、適切にその費用を確保するために、積み立て等の計画、調達、手配も努めるように定められています。  
計画段階から撤去までお金を積み立てて、事業終了後には速やかに撤去できるようにしなさいとガイドラインでは定められています。

○小山会長

難しい話ですね。  
20年後にその会社が存続していればいいが。  
みなさんが心配されるのは10年間で減価償却して10年で儲けたら後は放りや、という事になったら・・・、という事で。  
もう少し納得できるような具体例にしてくれたら有り難いのに。法等に不安です。

○市長

法律に基づいてガイドラインができています。  
少なくともそれなりの面積のところでは、必ず掲示をしなくてはならない。  
20年後どうなるかは不安ではあるが、ガイドラインに書いてあるので、相手方に撤去の申し立てはできる。そこは今までとは違うところ。

○田上会長

国やガイドラインの話は聞いたが、松阪市としてはどう考えているのか聞きたい。

○市長

やっと県のガイドラインが出来て7月から施行されているところ。  
我々はガイドラインをキチンと守っていくという立場。

志摩市条例は県のガイドラインと同時進行した。  
志摩市以外は県のガイドラインを待っていた。  
県のガイドラインを守っていくスタンスをとっていて、新たに松阪市独自で作っていくというところではない。  
ガイドラインに強制力はないが、実行性はあると思う。

～新エネルギーについては一旦終了。

## (2) 今後のまちづくり施策について

### ○小山会長より説明。

市長もご存じのとおり、まちづくりについて協議が始まっているところだが、4回程話し合ってきたが、前進のいった話合いができていないのが本音。  
住民協議会と自治会とが、ごっちゃにされると心配している自治会長さんもいる。  
地域によっては住民協議会が分解するかもしれない。  
自治会連合会の事業だけでもハードなスケジュール。ボランティアばかり。  
住民協議会の事業が入ると、ボランティアが2倍に増えている。  
こういう状態がいつまでも続くと到底思えない。  
我々の年代はボランティア意識はあるが、下の年代はボランティア意識が低い。  
役員のなり手が少ない。  
それが原因で住民協議会が分解するのではないかと思う。  
老人会が無くなってきている。住民協議会に残るのは自治会だけになる。  
これ以上、やる事が増えると役員のなり手がなくなる。どのようにお考えか。

### ○市長

オンザテーブルに着いてもらう打ち合わせ会が始まって1年経つ。  
そろそろ形にしたいなと思っている。  
これからの行政の在り方。今までの行政のやり方を続けていくのは難しいのは確か。  
ここまでは行政、ここから地域という垣根をなくしていく必要がある。  
人口減少、税収入が減っていく中、様々な行政需要に対応していくためには、地域の皆さんとタイアップしていく体制を作る事が大事。  
例を挙げると漕代地区の地域応援隊。  
お金をいただいてサービスに応える取り組みが始まった。  
行政として地域のみなさんにやっていただく事を精査し、決めていくよう部長以下に指示した。  
例えば「地域包括ケア」。  
地域で介護や医療に関するサービスを提供してくれという事。  
できる事からやっていかななくてはならない。  
地域でお願いする仕事をはっきりしていく。  
その上で、それを誰にやってもらうか、次のステップへ順序立ててやっていかないと。  
私が知っている限りの話で、どっちがどっちという議論をしても、それよりも、地域は一つしかないのだから、そこで皆が協力してできる事を見出していかないといけない。

### ○小山会長

我々が心配しているのは、例えば住民協議会に「これをやってくれ」と行政がお願いした場合に、やるのは自治会や自治会長さん。  
地域によって違うが、住民協議会の事業は自治会が先導して行っている。  
なので、そこを仕分けるのは難しい。  
敬老事業交付金について、行政は住民協議会にお金だけおろしたらよいという考えだと思うが、現実はそのようではなく、自治会長さんが準備に奔走している。

中身は自治会が活動している。

住民協議会にふったらそれでいいという考えに納得ができない。

地域がするのであれば、それに対する費用弁償を払ってほしい。

これからの時代、ボランティアは難しい。

事業をふった場合は、費用弁償もふってもらわなくてはならない。

敬老事業に関する事で言えば、今まで給与をもらって市職員がしていた仕事を、予算だけ住民協議会にふった。

行政は住民協議会が活動していると思っているが、実は活動しているのは自治会。

そこをなんとか分かってほしいのが本音。

#### ○小藪会長

財源は全て自治会で賄っている。

住民協議会はイベントに対し、活動交付金を使う。

使いっぱなし。資金集めはしない。旧来からある自治会は土台になっている。

活動している役員はみんな兼務。

自治会が主体になって全ての事業に参加している。

だんだん人材が少なくなっている。

#### ○中西会長

徳和じゃなしに、上川町の中で自治会で住民協議会を作っているのは私とこぐらい。

自治会で会長を作り、運営を任せている。

行事関係は住民協議会にやってもらい、お金は自治会から渡している。

お金が足らなくなったから、お金を出してくれと言われる。

人が増えてくるとお金もかかる。

今の若い人は何かしてもらうと、何かくれと言う。

自治会の行事ではお金がかかるので、お茶を出さなくなった。

住民協議会の行事は、子ども会主体でやっている行事なので、大人が付いてくる。

喜んでお母さんが着いてくるので、よくなっているのだけど、やっぱりお金が付いている。

#### ○三室会長

32自治会の長になったが、4年前の考え方と今では、大きく変わった。

最初の頃は住民協議会の事がよく分からなかった。

松本市に住民協議会の視察に行った。

前の市長が持ってきた時にいろいろミスイクがあった。

そのため、上手く住民協議会と自治会が融合したところと、はじき合ってしまうところが出てしまった。

自分のところも上手に溶け込まず事が難しく、少しハダハダになってきている。

連合会長でありながら、浮いたり、衝突をしている。

それぐらい難しい。

規模が大きすぎて、上手くいっているところと上手くいっていないところがある。軒先を貸したら母屋まで食い込んでくるといった感じ。

2月18日に産業振興センターで行われた全体説明会で話し合われた「20年後のまちのランドデザイン」とか「豪商のまち」の事を聞きたい。

これを読んでもよく分からない。ワクワクするところがない。

分からない用語が多すぎる。

せっかく作るのだから、みんなに読んでもらえるものを作るべきだ。

#### ○市長

今の話は土地利用計画の事。

場所的には中心市街地、駅周辺。

公共施設の配置を中心としている20年先を見据えた計画。

小山会長の先程の話。誰がやっているのかという話になるとややこしくなる。地域で唯一、市役所で人を雇う形でお金を出しているのは公民館長。館長へは役所からお支払いしている。公民館の大きな事業はほとんど住民協議会と共催になっている。小山会長が言うように共済事業で働いている者は誰だという話になると、自治会の皆さんがやってくれている。実際に、どこへ、どんな風な形で、これから、私たちも地域というものを取らまえていくか決めていかなければならない。その第一歩がその話し合いの場を作るという事。まだ、打ち合せという段階で公開するところまでいってないが、いずれ公開の場でやっていきたい、そうすべきだ。行政の勝手な言い分だが、どういった仕事を将来、地域の皆さんにやっていただくのか示さなければならぬ。例えば名張市は地区市民センターの運営を指定管理でお願いしている。元々、松阪市の様な市民センターの機能なく、公民館の機能しかなかった。名前を市民センターに変え、地域の皆さんに指定管理をお願いした。指定管理費を出します、指定管理なので、皆さんの同意があれば何に使っても構いません、その代わり、この仕事やって下さいねと。松阪市と名張市は成り立ちも違うし、やり方も違う。名張市は破たん寸前宣言をしたところなので、そこまで思い切った事ができたのかもしれない。一つの形ではあると思う。特に、これから皆さん、こんな事やって下さいという中で、私たちが税金を投入する中で、これは使ってはあかんというような縛りを付けていくという様な時代ではなくなった。仕事をしてくれた地域の方の件費に充てていくのも、一つの考え方。いろんなやり方はあるが、議論はそこまで至っていない。まずは、どういった仕事をどういった形で、お任せしたい、その体制をどのようにしていただくのか。その中で、我々の言う支出の仕方、どうやって出すのか。皆さん方から言えば、どういった形で使うのか、といった議論を進めていかないと一つにまとめられない。是非とも今後、議論させていただきたい。

○田上会長

ちょっと話が違うかもしれませんが、大意は同じだと思うので農林省の環境保全に関する補助金。今までは畦道等の草刈りを田んぼの持ち主がやっていたが、補助金が出るので、協議会を作り、農道の草刈りなど、みんなで協力してやるようになった。補助金制度を受けるか否かは自治会に任せている。補助金が出たおかげで、農道・用水路等を計画的に進めている。そういう風な考え方であれば、全てではないが、一部でも、人の送迎とか木の剪定などで考えてもらえると、みんなで話し合っただうしていか、一部かもしれないが、自分たちでやっていく集まりができれば、方向が出るのではないかとと思う。

○岡田会長

漕代地区は塩梅ようやっている。漕代地区7町がまとまっている。農と水についても、7町がまとまってやっている。上手い事やっている地域です。住民協議会と連合自治会は裏表の関係。どっちが表に立つわけでなく、役員の引き受け方で、住民協の会長になったら、連合の副会長に、連合の会長になったら、住民協の副会長にとまっている。今日も漕代支援隊の仕事をしてきた。ワンコイン500円でやっている。内100円は管理費。

自分の手元には 400 円しか残らない。  
ボランティア精神の上に成り立っている事業。  
シルバー人材派遣センターに依頼すると何か月かかかるところ、1 週間ぐらいで解決するようにしている。非常に喜ばれている。

○小山会長

全ての地域に連合自治会と住民協議会があり、個々には小さい問題があるだろうが、そんなに難しい問題を抱えているところはまず無いと思う。  
行政側にどのように形を持っていったらよいのか、逆に聞きたい。  
43 の住民協議会と連合会が手を結んで、上手くいっているのが現状だと思う。  
個々の問題は 43 の地区で解決してもらったらよい事である。  
私たちからこうしたいと言っていない、行政側から形を示してほしい。  
そこをしっかりと提案していただいたら議論が進むのではないかと思う。  
43 の地域がバラバラで、それをそっくりまとめるのは大変難しい。  
この形をどのように持っていきたいのか、お示しいただいたら、いろんな意見が出て、目標目指して進んでいきたいのが本音。  
その辺りをよろしく願います。

○市長

今言われている話そのものズバリだと思う。  
43 の住民協議会の地域は、ほぼほぼ連合自治会の地域でもある。  
一番小さい嬉野宇気郷から一番大きい花岡まで、同じ土俵の中の議論は難しい。  
そこで考えたのは将来的に地域でやってほしい仕事は何かという事。  
そこをキチンと示さないと前に進んでいかない。  
示した上で、じゃあどうゆう組織に受けていただくのか、お互いに納得していただいた上で、話し合うしかない。  
一番の近道は、行政側がこれとこれをして欲しいという事をキチンと示すこと。  
そこから入らせてほしいというのが、今回提案させてほしい事。  
これで議論が深まっていくと思う。

○山本会長

私たちの地区もスッキリした形になっていない。  
行政から住民協議会は、こんな事をしてほしいと投げかけてくれたら、今の組織では難しかったら、住民協議会の再編とかも考えられて、前へ進むと思う。  
何か一つ投げかけてもらおうと、地区が動く、まとまる。  
別の話。夕刊三重に乗った市営プールの滑り台の話。  
夕刊三重には、怠慢だとか書かれていたが、この件に関しては、私もそう思う。

○市長

失礼しました。ここには教育委員会がないので。少し言い訳を。  
どういう報告を受けたのかというと、去年の点検では、もうそろそろだが、来年 1 年はいけるいう事で、30 年度の予算で改修する予定であった。  
オープンする前にも点検が入るが、その時点で、これは無理という話しになった。  
それで慌てて改修している真っ最中。  
もう少し早めに点検しておけば、オープンに間に合った。  
お金をいただいて使ってもらっている。気を付けなくてはならない。

○田上会長

クラギ文化ホールに名前が変わってから随分経つのに、道路標識案内が「市民文化会館」のまま。訪れる人が間違うので、早く変更してほしい。  
ネーミングライツには本当は反対。市民文化会館のままでいてほしかった。

○市長

一度確認します。

○松本会長

住民協議会の事。連合会においては全く財産を持っていない組織。  
住民協議会ができた事によって、第二地区が上手く回り始めた。  
高木課長の協力を得ながら、ようやく第二地区、住民協議会に理解を示してくれるようになった。  
全ての事業に反対する人もなく、運営できるようになった。  
防災意識も高まってきた。  
住民協議会ができてから、いろんな事ができるようになった。  
各地区、プラス・マイナスあるかと思うが、第二地区においては、本当にプラスになったと思う。  
行政の方から提示いただいたら、それに対して協力させてもらうつもり。  
第二地区においては、住民協議会ができてありがたいと思っている。

○西岡事務局長

旧松阪で第二地区だけ地区連合の母体が動いていなかった。  
その他は財源を持っていたり、会費を徴収したりして運営していた。  
第二地区は単位自治会だけが動いているという、少し特殊であった。

○小山会長

有間野のように、区と住民協議会が一本のところは問題がない。  
違うところは大なり小なりトラブルがあるが、皆さん、一生懸命活動していただいているので、そんなに難しい問題はなかろうと思う。

○松本会長

第二は女性パワーがすごい。圧倒される。

最後、小山会長のあいさつで終了。

以上